

家族・親等・同居・親族・遺族の概念整理

参考 1 家族概念

法律用語として「家族」は多いが、対象範囲は様々。

拉致被害者支援法（家族 = 2 親等内親族）

犯罪被害者保護基本法（家族定義なし：各個別法任せ）

発達障害者支援法、臓器移植法、介護保険法、等定義がない法律も多い。

雇用保険法（家族 = 配偶者、父母・子及び配偶者父母）

関税定率法（家族 = 配偶者、直系尊属・卑属、準ずる親族）

「家族療養費」（健康保険関係法（国保法、健保法、国・地方公共済法等））の「家族」 = 被扶養者

（ 被保険者に生計を維持されている直系親族、配偶者、子、孫、弟妹又は同一の世帯かつ生計を維持されている三親等内の親族等）

参考 2 親等概念

（ 1 ）「二親等」（使用法令 18 件（法令検索））

拉致被害者支援法

信託業法施行令、担保付車載信託法施行令、等（株主の議決権保有者）

偽造カード等からの預貯金者の保護法（補償対象外の引出し）

引き揚げ者等に対する特別交付金支給法、等（遺族の範囲）

旅券法（一般旅券発給申請可能者）

（ 2 ）「三親等」（使用法令 46 件）

武力攻撃事態における捕虜等の取扱法（信書連絡不能時の電信連絡を可能とする対象）

除斥・特別利害関係人関係多数（民事訴訟法（裁判官）、等）

遺族の範囲（戦没者遺族弔慰金支給法、等）

公務災害補償範囲

扶養概念（民法（扶養義務）国保法、健保法、国・地方公共済法等）

地方税法施行令（固定資産税減免物件の適用対象）

(3) 「四親等」(使用法令23件)

除斥・特別利害関係人関係多数（不動産登記法、等）

後見人選任の請求者（民法、任意後見契約法）

国籍喪失の届出義務者（戸籍法）

参考3 「同居」概念（使用法令93件）

除斥・特別利害関係人（「同居の親族」）

生計が同一に着目（雇用保険法、児童扶養手当法、租税特別措置法、等）

居住に着目（民事訴訟法等（補充送達）、借地借家法、公営住宅法）

保護・介護に着目（生活保護法、らい予防法、児童虐待防止法、児童福祉法施行令）

関係が深いことを前提（民法、議員証言法、刑法、警備業法等）

参考4 親族の定義

親族 = 6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法）
民法上の親族の効果

(a) 互助の義務 直系血族及び同居の親族

(b) 扶助義務 直系血族と兄弟姉妹及び配偶者

(c) 相続権 直系血族と兄弟姉妹（その直系卑属）及び配偶者など

刑法上の親族の効果

窃盗・詐欺・横領の罪における刑の免除又は親告罪 直系血族・配偶者及び同居の家族は免除、その他の親族一般は親告罪など

参考5 世帯の定義

同居及び生計を共にする者の集団（広辞苑）

参考6 遺族の範囲

使用法令は多いが、大半が遺族年金、遺族補償等の給付関係であり、
国家公務員共済組合法2条3号の定義や戦傷病者戦没者遺族等援護法

24条の定義に依拠するものが多く、両者は共に、「死者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、死亡時に死者によって生計を維持していた者」を遺族の定義としている。

この他、著作権法116条では、著作者の死後における人格的利益を保護し得る遺族の対象として、「死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」(=2親等)と に比べ広く規定。

参考7 「プライバシー」の定義

「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」(広辞苑)

参考8 「個人情報」の定義

「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」(個人情報保護法。死者は対象外)

参考9 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

人事院規則(公務員の親族が亡くなった場合の特別休暇の日数)
・配偶者、父母 7日。子 5日。孫 1日。兄弟姉妹 3日。
叔父又は叔母 1日

参考10 拉致被害者支援法(平成14年12月11日法律143号)

(目的) 第一条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、「被害

者の配偶者等」とは、被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子及び孫であって被害者でないものをいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

（国等の責務）第三条 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

参考11 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

（定義）第二条 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（安全の確保）第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

「犯罪被害者等基本計画案」（内閣府犯罪被害者等施策推進室）

（2）犯罪被害者等に関する情報の保護

ウ 総務省において、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書（平成17年10月20日）も踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。

エ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。